

行政は、その時々にも最も適した住民支援を行い、景観まちづくりを継続していくことが大切です。

第3章 景観まちづくりの進め方

■行為の制限、屋外広告物の制限、色彩に係るワークショップの例

★ワークショップの例：「景観要素の違いを考えよう」

抽出された景観構成要素を踏まえ、シミュレーションを実施し、地域において各景観構成要素がどの状態であることが最も望ましいのかを話し合います。



景観シミュレーションのイメージ

★ワークショップの展開イメージ

シミュレーションによる話し合いの結果などを踏まえて、行為の制限に展開します。

地区の基本方針

宿場町の面影を再現

規制の方針

歴史的建物と調和した建築誘導

【修景モデル】

3階以上を設ける場合には、セットバックさせ、圧迫感をなくす

屋根は同程度の勾配の平入りとし、瓦葺きとする

1階部分に庇をつけ、軒の高さをそろえる

壁面の位置をそろえる

車庫や設備を設ける場合には、建物や塀と一体化させる

■景観計画に活用できる制度

その他、景観計画をより効果的に実践していくために、以下のような制度が活用できます。

景観協定	景観計画区域の一団の土地について、良好な景観の形成を図るため、土地所有者等の全員の合意により、対象となる土地の区域における良好な景観の形成に関する事項を協定として締結することができます。
地区計画 景観法条例	地区計画等の区域内の建築物や工作物の形態意匠の制限については、法に基づく委任条例（地区計画景観法条例）を制定することで、市町村長が計画を認定することができます。既存の地区計画が設定されている場合は、これを適合させることが可能です。
景観地区	「市街地の良好な景観の形成」を図るため、都市計画として景観地区を定めることができます。その制度化にあたり、従前、都市計画法の地域地区であった美観地区を母体として、その目的、規制手法を大幅に発展、拡充させたものです。
準景観地区	都市計画区域外の景観計画のうち、相当数の建築物の建築が行われ、現に良好な景観が形成されている一定の区域を指定することができます。これにより、都市計画区域外の観光地、別荘地、温泉地、門前町等の景観を維持・増進することが可能です。

景観協議会



住民や企業、各種団体など多くの主体の参加により景観協議会を組織し、景観まちづくりの方針や実際の行動について、行政と協議を行います。

景観整備機構



景観計画推進主体として、行政が実施しにくいソフトな施策を景観整備機構が担い、ソフトとハードを含めた総合的な景観づくりへの取り組みを行います。

住民等提案制度

景観計画区域内で、一体として良好な景観を形成すべき土地の区域について、所有権等を有する住民が、景観計画の策定等に関して景観行政団体に提案できます。